

伊勢原市医療的ケア児等コーディネーター事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、医療的ケア児（者）や重症心身障害児（者）（以下「医療的ケア児等」という。）及びその家族がその心身の状況等に応じた適切な支援を受けることにより、地域において安心して生活できるよう、地域における必要な相談体制の整備を図るため、伊勢原市医療的ケア児等コーディネーター事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 医療的ケア 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号）第2条第1項に規定する医療行為をいう。
- (2) 医療的ケア児（者） 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律第2条第2項に規定にする医療的ケア児及び日常生活を営むために医療的ケアが必要と認められる者をいう。
- (3) 重症心身障害児（者） 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する重症心身障害児並びに重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している者をいう。

(対象者)

第3条 この事業の対象者は、市内に居住地を有する医療的ケア児等及びその家族とし、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の有無は問わないものとする。

(事業内容)

第4条 市は、医療的ケア児等及びその家族その他の関係者からの各種の相談に対し、個々の医療的ケア児等の特性に配慮しつつ、総合的に応ずることができるようにするため、医療的ケア児等コーディネーターを配置し、その相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言その他の支援を行うものとする。

2 市は、前項における医療的ケア児等及びその家族その他の関係者に対する支援の実施に関して、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条の2の規定に基づき設置された伊勢原市基幹相談支援センターにおいて医療的ケア児等コーディネーターの活動に係る連絡調整、助言及び支援を行うとともに、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体（以下「関係機関等」という。）との緊密な連携の下、必要な相談体制を整備するものとする。

(業務内容)

第5条 前条の規定により医療的ケア児等コーディネーターが行う業務は、次

の各号に掲げる業務とし、その業務内容はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 医療的ケア児等及びその家族への相談支援業務 医療的ケア児等及びその家族からの相談に応じ、次に掲げる支援を実施にすに当たり、必要な情報の提供、助言及びサービス等の利用調整等を行う業務をいう。

ア 病院からの退院時における支援

イ 福祉サービスの利用に関する支援

ウ 障がいや病状の理解に関する支援

エ 健康・医療に関する支援

オ 保育・教育に関する支援

カ その他福祉に関する支援

(2) 医療的ケア児等の支援を実施する関係機関等への協力業務 医療的ケア児等への支援を実施する関係機関等をサポートするために行う次に掲げる業務をいう。

ア 専門的な知識を必要とする困難事例等への対応として、困難事例への支援を円滑に実施するため、必要に応じケース会議に参加する等地域の支援機関等との調整に協力すること。

イ 専門的な指導・助言として、地域の支援機関からの相談に対し専門的に対応し、医療的ケア児等の理解に関する支援及び他の支援機関との連携等、当該業務の目的を達成するために必要な支援を実施すること。また、必要に応じ、医療的ケア児等の支援にかかわる会議へ参加すること。

ウ 苦情対応として、医療的ケア児等への支援についての苦情に対応すること。また、必要に応じ、関係機関等への助言を行うこと。

(3) その他業務 前2号以外の業務で、次に掲げる業務をいう。

ア 伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会医療的ケア等支援部会の開催

イ 医療的ケア児等支援者研修会の開催

ウ 医療的ケア児等の家族との意見交換会の開催

エ 災害時の支援内容についての関係機関との調整

オ 医療的ケア児に係る関係機関等による協議の場への出席

カ 地域の支援体制の整備への取組

キ 医療的ケア児等の名簿作成の検討

(費用負担)

第6条 この事業を利用する対象者（以下「利用者」という。）が負担する利用料は、無料とする。

(委託等)

第7条 市長は、事業の効率的な運営を図るため、事業の全部又は一部について、適切に事業を実施できると認めた法人その他団体に委託することができる。

2 前項の規定による事業の受託者及びその従事者（以下「受託者等」という。）は、事業を行うに当たっては、利用者の人権を尊重し、その身上に関する個人情報をも漏洩してはならない。事業の受託を終了した後も、同様とする。

3 受託者等は、市長が指示するところにより、事業の実施状況を報告しなければならない。

（台帳等の整備）

第8条 市長は、支援を必要と認めた医療的ケア児等又はその保護者の同意を得て、医療的ケア児等及びその家族の氏名、住所、生活状況、必要な医療的ケアの種類、支援に携わる関係機関等の情報を登録した事業利用者台帳を整備し、適切に管理しなければならない。

2 受託者等は、受託した業務の実施状況を明らかにできる書類のほか、事業の経理に関する必要な書類を整備し、業務を実施した日の属する年度から起算して5年間これを保存しなければならない。

（情報の提供等）

第9条 市長は、個人情報の保護に十分配慮しつつ、医療的ケア児等又はその保護者の同意を得て、医療的ケア児等及びその家族に対する支援に資する情報を関係機関等へ提供し、共有することができる。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和5年4月28日告示第90号）

この告示は、令和5年5月1日から施行する。